

別表1(第3条関係)

評価項目	認定基準
1. 実績と遵法性	5年以上の業務実績があり、過去5年にわたり特定不利益処分(注1)を受けていないこと
2. 事業の透明性	次の事項についてインターネットによる公開をしていること <ul style="list-style-type: none"> ・会社情報等(基礎情報) ・事業計画の概要 ・許可証の写し ・施設に関する事項 ・事業所ごとの処理工程図 ・直前3年間の受入量・処分量・中間処理後の処分量 ・直前3年間の維持管理状況(対象施設のみ) ・直前3年間の熱回収実績(対象施設のみ) ・処理料金の提示方法 ・組織・人員に関する事項 ・事業場の公開の有無・公開頻度
3. 環境配慮等の取組(注2)	(1) ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること (2) エコおおい推進事業所登録制度の登録を受けていること (3) 従業員への研修・教育に取り組んでいること (4) 作業マニュアル、施設のチェック表が整備されていること (5) 地域住民と良好な関係を構築することに努めていること (6) 環境保全に係るボランティア活動に取り組んでいること (7) 環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境保全技術に関する有資格者がいること (8) 一般社団法人大分県産業資源循環協会又は、大分県環境保全協議会に加入していること (9) 大分県リサイクル製品認定制度の認定を受けていること (10) 県内の平均的な産業廃棄物処理施設以上の環境保全措置を講じていること (11) 低公害型建設機械を導入していること (12) 災害廃棄物処理に協力できること
4. 電子マニフェスト	電子マニフェストに対応していること
5. 財務体質の健全性	(1) 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること (2) 次のア又はイのいずれかの基準に該当すること ア 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること イ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること (3) 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと (4) 特定廃棄物最終処分場(注3)について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

(注1) 特定不利益処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定するもの。

(注2) 環境配慮等の取組については、(1)又は、(2)から(12)までの項目のうち5以上満たしていること。

(注3) 特定廃棄物最終処分場とは、廃棄物処理法第15条の2の4において準用する同法第8条の5第1項に規定するもの。